

# 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化による防災力の強化

－茨城県耐震改修促進計画に基づく取り組み－

## 背景

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)は、神戸市内中心部に甚大な被害を与え、特に、旧耐震基準(昭和56年以前)の建築物に倒壊などの被害が集中しました。旧耐震基準の建築物については、大地震時の倒壊を防止する観点から、耐震化を促進することが喫緊の課題となっています。



## 県耐震改修促進計画での位置付け

茨城県では、県耐震改修促進計画に基づき、**緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進**しています。

県耐震改修促進計画では、下図に示す緊急輸送道路を耐震診断義務付け道路として位置付けています。

**地震により倒壊した場合にこれらの道路を閉塞するおそれのある旧耐震基準の対象建築物には耐震診断の実施を義務付けており、これにより災害時の緊急輸送機能の確保および県全体の防災力の強化を図っています。**

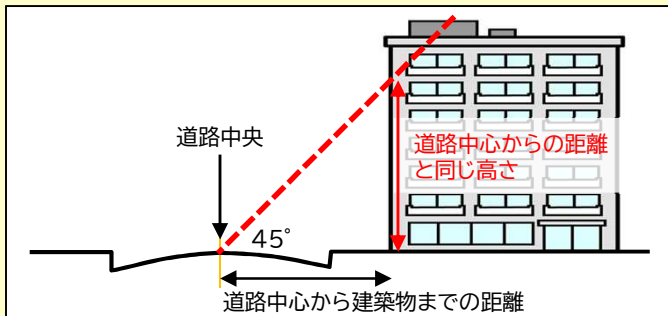
### 【緊急輸送道路とは…】

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速道路や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

### 【凡例】

- 広域の緊急輸送を担う交通軸(高速道路等)
- 広域の緊急輸送を担う交通軸(直轄国道)
- 広域の緊急輸送を担う交通軸から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス路
- 非常時に広域的な活動拠点となる施設  
※重要港湾、空港、災害拠点病院、原子力災害対策施設、陸上自衛隊駐屯地 等

### 【対象建築物の要件】



- 旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手)の建築物
- 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(道路中心からの距離と同じ高さを超えるもの)



■耐震診断義務付け道路図

## 支援策

耐震診断義務付け対象建築物は民間建築物が中心です。そのため、県では、これらの対象建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・改修費用の一部を助成しています。

- ・建築物所有者の負担軽減
- ・耐震化促進の機運醸成

**耐震化促進により  
防災力強化!!**



ブレース取付



制振ダンパー取付